

平成29年度育水の森間伐及び素材生産業務 委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、公益財団法人くまもと地下水財団（以下「甲」という。）が所有する水源涵養林「育水の森」の水源涵養機能の向上及び木質資源の有効活用を推進することを目的として、平成29年度育水の森間伐及び素材生産業務（以下「本業務」という。）に関して、委託者（以下「乙」という。）に委託する際の仕様を定めるものである。

(業務概要)

第2条 本業務対象地の基本情報及び業務実施条件の概要は以下とする。

- (1) 履行場所：阿蘇郡西原村河原字追駄3496番ほか
- (2) 履行期間：平成29年9月1日から平成29年12月28日
- (3) 間伐面積：4 ha
- (4) 間伐率：概ね30%（林況・材積に応じて20～40%で調整）
- (5) 樹種：スギ・ヒノキ
- (6) 素材生産：360 m³（A・B・C材合計90m³/haを想定する）

(契約方法)

第3条 本業務は下記の条件の契約とする。

- (1) 「間伐及び素材生産」と甲が指定する「木材市場への運搬費」を合計した素材1m³あたりの単価契約とする。
- (2) 乙は、甲の委託費の予算の範囲で業務を実施すること。ただし、甲乙の協議により、林内の植生状況や林内環境、木材市場の動向等により、甲は本業務の業務量及び委託費の予算を変更することができる。

(準拠する法令等)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法規等に準拠して行うものとする。

- (1) 森林法
- (2) 森林・林業基本法
- (3) その他の関係法令

(現場監督)

第5条 乙は、業務従事者の中から、本業務に精通した実務経験豊かな者を現場監督として専任するものとし、甲に対し現場監督届を提出するものとする。

2 現場監督は、本業務の進捗状況を的確に把握し、甲と連携を密にして、円滑で効率よい業務の遂行を図るものとする。

(作業計画)

第6条 乙は契約締結後、速やかに下記の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。なお、変更についても同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 社会保険等加入状況一覧表

(進捗管理)

第7条 甲は、本業務の履行について必要があるときは、乙の作業状況を調査し、もしくは乙に報告を求め、又は乙の作業する場所等に入り、検査することができる。

2 業務内容に関する協議や、甲乙の協議により本仕様書の仕様内容に変更が生じた場合は、甲が指定する雛形をもとに業務打合簿を2部作成し、甲乙共に記載事項を確認し、それぞれ1部を保管するものとする。

(選木)

第8条 間伐対象木の選定は、下記条件を準拠して行うものとする。

- (1) 定性間伐及び下層間伐を原則とすること。
- (2) やむを得ず列状間伐を行う場合は、甲の事前承認を得ること。
- (3) 間伐率は概ね30%とし、業務対象地の部分的な偏りが生じないようにすること。
- (4) 災害上の危険性がある木や、周辺木への悪影響が懸念される損傷木、病木、虫害木、枯損木等は、優先的に選木し伐倒対象とすること。
- (5) 選木により、甲が定める見込素材生産量の1割を下回る、または上回ると見込まれる場合は、早急に甲に連絡し、必要な指示を受けること。

(伐倒)

第9条 間伐対象木の伐倒は、下記条件を準拠して行うものとする。

- (1) 伐倒の工程の着手が工程表より遅れる場合は、事前に甲に連絡し、了承を得ること。
- (2) 伐倒にあたっては、残存木を損傷しないように注意して伐倒方向を定め、かかり木を生じさせないようにすること。
- (3) 伐採点は、概ね地際より20cm以内とする。根腐れ等がある場合は、適宜変更すること。
- (4) 伐倒した木は全て後述する造材の対象とし、林地残材の最小化に努めること。

(造材)

第10条 素材の評価基準を次のように定義する。下記条件を準拠し、A材の材積が最大化するよう造材を行うこと。

□素材の評価基準

A材：柱・梁・桁・土台等の構造用製材に利用される通直材として支障のない材。(直材)

B材：国産材合板、集成材用ラミナに利用される材。(やや曲がり材)

C材：曲がりが比較的大きく、搬出時において4m直材価格の半値以下と見込まれる材。または、末口径が5cm以上14cm未満、かつ材長2m以上を確保することができ、木質バイオマスの燃料等に活用することができる材。(曲がり材・大曲り材、その他損傷木など)

- (1) 末口径を14cm以上にすること。ただし、これに満たなくても末口径5cm以上、かつ材長2m以上を確保できる場合は、C材として造材の対象とすること。木質バイオマスの有効活用

と林地残材の最小化のため、C材と見込まれる部分についても積極的に造材すること。

- (2) 材曲がりや損傷木は、その部分を避けて可能な限りA材となるように採材し、続いてB材、C材となるように優先順位を付けて採材すること。
- (3) 造材対象の木が直材の場合は、3 m、4 m、6 mに採材することとし、やむを得ない場合にのみ2 mに採材すること。ただし、2 mに採材する場合は、木材市場価格の動向等を勘案し、有利と認められる場合のみとする。有利でないと判断される場合はC材として区分し、木質バイオマス活用としての措置を行うこと。
- (4) 造材対象の木が全体的に曲り材の場合は、可能な限り直材として3 m、4 mに採材することとするが、やむを得ない場合にのみ2 mに採材すること。ただし、2 mに採材する場合は、木材市場価格の動向等を勘案し、有利と認められる場合のみとする。有利でないと判断される場合はC材として区分し、木質バイオマス活用としての措置を行うこと。
- (5) 端材・曲材等の搬出については、木材市場価格の動向等を勘案し、搬出時において4 m直材価格の半値以下と見込まれる素材は、木質バイオマス活用としての措置を行うこと。
- (6) 伐倒した木の内、極端に曲がり大きいなど搬出・積載・運搬の効率を大幅に低下させる要因があるものについては造材の対象とせず、下記(8)と同様の措置を行うこと。
- (7) 造材の方法は、木材市場の動向を考慮し、甲が指定する木材市場の担当者の指示により、適宜変更するものとする。
- (8) (1)～(7)の工程によって発生した枝条及び穂先は、林内環境や防災に配慮した上で分散させておくこと。

(搬出)

第11条 下記条件を準拠し、造材した素材をトラック道に隣接する土場に搬出すること。

- (1) 造材された素材は全てトラック道隣接の土場まで搬出すること。市場に出荷する素材と木質バイオマス活用の素材が混同しないよう、保管する土場を分けるなど留意すること。
- (2) 市場に出荷する素材とは、基本的にA材及びB材と見込まれる素材とする。ただし、曲がり材・大曲り材（いわゆるC材）でも、末口径が大きく状態が良いなど、B材と同等以上の市場価格が期待できる素材は、市場に出荷する区分をして集材すること。
- (3) 木質バイオマス活用の素材とは、基本的にC材とする。ただし、A材・B材と見込まれるものについても、末口径が小さく材長が短いなどの条件から、市場に出荷することが有利でないと判断される場合は、木質バイオマス活用の素材に区分して集材すること。
- (4) 素材の区別や積載、運搬がしやすいように措置すること。
- (5) 虫害等による素材の劣化を防ぐため、土場の有効活用と素材の効率的な運搬の促進に努めること。土場における素材の長期間の保管を避けること。
- (6) 既存の土場の拡大や新たな土場の造成が必要な場合は、甲乙協議の上、周辺環境及び素材の積載・運搬時の効率性を考慮して、簡易的な土場を整備することができる。ただし、整備するにあたっては委託業務の範囲内とするが、その条件で実施できない場合は、甲乙協議により、その後の対応を決定する。
- (7) 集材及び業務の実施でできた森林作業道及びトラック道の轍は、業務終了時に修復すること。

(木材市場への運搬)

第12条 木材市場への出荷分として区分された素材を下記条件により運搬すること。

- (1) 肥後木材株式会社へ運搬すること。
- (2) 運搬先で素材搬入時における現地での必要な手続きを行うこと。
- (3) 平成29年12月下旬に開催される市日（納市）の前日までに、対象となる素材の運搬を終えておくこと。
- (4) 運搬した量（材積）は、木材市場における売上傳票から算出すること。

（木質バイオマス施設への運搬）

第13条 木質バイオマス活用分として区分された素材を下記条件により運搬すること。

- (1) 甲が指定する木質バイオマス施設へ運搬すること。
- (2) 運搬先で素材搬入時における現地での必要な手続きを行うこと。
- (3) 平成29年12月最終営業日の前日までに、対象となる素材の運搬を終えておくこと。
- (4) 運搬した量（材積）は、木質バイオマス施設における重量測定結果から算出し、重量から材積への変換は、木質バイオマス1tを材積1m³として換算することとする。
- (5) 木質バイオマス施設への運搬費については、甲乙協議の上、決定する。

（森林作業道）

第14条 甲乙の協議により、本業務の実施の都合上、必要であると認められる場合は、下記条件を準拠し、新たな森林作業道を作設することができる。なお、本業務の委託費とは別に、甲は乙に対し、森林作業道の作設費を支払うものとする。

- (1) 乙は、事前に森林作業道の作設ルートを甲に提示し、甲の了承を得ておくこと。
- (2) 森林作業道の作設費は、熊本県が制定する標準単価を上限とする。ただし、特別な工法を用いる場合は、他の公的機関等で定める標準単価を採用することも可能とする。
- (3) 森林作業道は、林野庁が制定する森林作業道作設指針を基準として作設すること。
- (4) 幅員は2.5mを基準とし、2.0m \leq 幅員 $<$ 3.0mの範囲とすること。
- (5) 森林作業道の切土高さは1.5m以内とすること。切土は垂直となるようにすること。
- (6) 森林作業道に到達した雨水が谷部に流れるように緩やかに勾配を設けること。ただし、林内作業車の運行上、安全性が確保できない場合はこの限りではない。
- (7) 森林作業道の雨水の流れや排水箇所が分散するように考慮すること。
- (8) 森林作業道の作設は、本業務の契約書とは別に追加工事として新たな契約を締結する。乙は甲が指示する書類の作成及び提出をすること。

（疑義）

第15条 本業務の実施及び方法は、契約書で定められたもののほか本仕様書に基づき実施するものとするが、これに定めていないもの又はこれによりがたいときは、甲乙協議して定めるものとする。